

令和3年度諮問（個）第2号
答申（個）第20号

「審査請求人の質問書に対する広報課の回答書に記載された回答の根拠の保有個人情報非開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、令和3（2021）年3月1日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

審査請求人が栃木県県民生活部広報課（以下「広報課」という。）に行った（「知事にアクセス」の事務処理に関する）質問書に対する広報課の回答書（令和3（2021）年2月5日）をいただいたが、回答書に書かれた内容に疑問があるので、次のアからエまでについて開示願います。

ア 「記録していないとの御意見をいただいた「知事の反応」は、知事閲覧済個票で記録されていると認識しております。」と書かれている。認識には根拠がなければならない。根拠がない場合は、単に意見を言っていることになる。よって、認識の根拠及び認識が生まれた根拠を開示下さい。

知事がスタンプを押す。これは、何をするためにスタンプを押したのかの目的を認識して押しているのであるから、いずれかに「○」等の記載をする。これは、人間心理であると考えます。何もしないことは、知事がスタンプを押していない。即ち、職員が押していることを示すのではありませんか。以上により認識の根拠を開示ください。

イ 「知事意見欄に記載がないものは、特段の指示がないとの意味であり、無反応とは捉えておりません。」との記載であるが、この記述ができる根拠を開示ください。アで述べたとおり、どれにも「○」が付けられていない場合は、知事の見解の確認が必要である。記入忘れととらえて聞く必要がある。これは常識と考えます。

また、何もなければ意見なしととらえてよいとして、事務処理してよいとの根拠を開示ください。

ウ 「「知事にアクセス」事務取扱要領に基づき、全ての事案を知事に報告しております。」とあるが、同要領の第5条（知事への報告）

は、「広報課長は、提案等の内容及び処理状況について、適宜知事に報告するものとする。」となっており、2年前この問題が発生のきっかけとなった職員説明は、課長が必要と考えたものを知事に適宜選択して報告すると説明されたのである。この説明は条文どおりである。立ち会っていた情報公開推進室の職員も文面はこの考えとおりと言われた。私も同意見である。それが、全ての事案を知事に報告しているとの説明ができるのか疑問である。よって、全ての事案を知事に報告しております。と言える根拠・証拠を開示ください。

エ 「知事にアクセス」の事務処理について、「平成30年11月より繰り返し質問書をいただき、その都度対応していたが、認識の違いが埋まらず平行線の状況が続いており、御理解いただけない状況です。今後、知事への報告や事案の処理区分、礼状についての同様の質問をいただいても繰り返しの回答内容となりますので、対応しかねますので御了承ください。」これが言える条件を満たしていないから延々と質問せざるを得ないのである。何が欠けているかお考えいただきたい。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求の対象となる保有する個人情報存在しないとして、令和3(2021)年3月15日付けで、条例第19条第2項の規定により保有個人情報非開示開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3(2021)年3月22日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、条例第19条第1項の規定により令和3(2021)年11月29日付けで栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

隠ぺいしたと考える。開示ください。

2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示を求めた第2の1(2)のアからエまでの保有個人情報の全てが、広報課職員の認識により行われているものである。その認識を持つためには、根拠となるものがなければならない。その認識を持った根拠

の開示を求めたが、開示は「保有していません」である。保有していないということは、単に意見を述べていることになる。このことから、認識を持っていることの証拠を提示できていないことになり、直ちに信用できない。

- (2) 広報課職員は、能力、倫理観等高いものをお持ちであるから、適切な根拠を持たないで意見を述べることをしないものであると考えている。だから、根拠（「知事アクセス」はこのように進めようと書かれた文書）はあるが、開示すると不都合と考え、「保有していません」との開示手段をとったものとする。
- (3) （本件開示請求は、審査請求人が広報課に提出した質問書に対する広報課の回答書の内容に係るものであることから）審査請求人と実施機関との間で発生した個人情報に関する事項については、保有個人情報開示請求によって行うものであると考えている。

第4 実施機関の主張要旨

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る対象保有個人情報の特定について

審査請求人が本件開示請求で求めたものは、同人からの広報課への質問書に対する広報課の回答書における「知事にアクセス」の知事への報告等の事務処理に係る回答内容の根拠となるものと判断される。

「知事にアクセス」に係る事務処理は、「知事にアクセス」事務取扱要領に基づき行っているが、同要領には審査請求人の個人情報は記載されていないため、本件開示請求に係る対象公文書は不存在と判断した。

2 対象保有個人情報の非開示について

審査請求人が行った保有個人情報の開示請求は、審査請求人について公文書に記載された情報が開示の対象となるが、1のとおり本件開示請求の対象となる保有する個人情報は存在しないため、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理

局) 」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分については、(1)の基本的な考え方に立って県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

2 実施機関の保有個人情報特定及び本件処分の妥当性について

条例第13条第2項において、開示請求の対象となる保有個人情報とは実施機関が保有する自己の保有個人情報である旨、第2条第5項において、保有個人情報とは公文書に記録された個人情報である旨、第18条第2項において、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は開示しない旨の決定をしなければならない旨規定している。

これを踏まえて、上記第4で実施機関が行った対象公文書の特定及び本件処分の妥当性について、以下検討を行う。

- (1) 審査請求人が本件開示請求で求めたものは、審査請求人からの広報課への質問書に対する広報課の回答書に記載された「「知事にアクセス」の知事への報告等の事務処理に係る回答内容の根拠となる公文書で、「知事にアクセス」事務取扱要領以外に実施機関が保有するもの」と考えられる。
- (2) これに対し、実施機関が対象公文書を、「知事にアクセス」に寄せられた広聴事案の知事への報告の取扱いについて定めた公文書と特定したことに不合理な点はない。
- (3) 実施機関は、(2)のとおり対象公文書を特定した上で、これに該当する公文書は「知事にアクセス」事務取扱要領のみであり、同要領以外には対象となる公文書は存在せず、また同要領には審査請求人の個人情報は記載されていないため、本件開示請求に係る保有個人情報を保有していないとして本件処分を行った。
- (4) 審査会が実施機関に確認したところ、県が定めている要領のうち「知事にアクセス」に係る文言の記載があるものは、
- ア 個別広聴事業実施要領
 - イ 個別広聴事業事務取扱要領

ウ 「知事にアクセス」事務取扱要領

の3つであり、アは、「知事にアクセス」は広報課が実施する個別広聴事業として位置付ける旨、イは、「知事にアクセス」により提示された事案は広聴事案として取り扱う旨や事案を受理したときは所定の個票に要旨等を記入する旨が定められ、ウは、知事への報告を含む「知事にアクセス」に係る事務について具体的に定めている。

- (5) よって、実施機関の「「知事にアクセス」に寄せられた広聴事案の知事への報告の取扱いについて定めたものは、「知事にアクセス」事務取扱要領のみであり、同要領以外に該当する公文書はない」との説明に不自然な点はなく、また、同要領に審査請求人に係る個人情報確認できない。

したがって、対象となる保有個人情報は存在しないとして非開示決定した実施機関の判断は妥当である。

4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年11月29日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和4(2022)年1月28日 (第50回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和4(2022)年2月28日 (第51回審査会第1部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和4(2022)年3月24日 (第52回審査会第1部会)	・ 第3回審議
令和4(2022)年4月22日 (第53回審査会第1部会)	・ 第4回審議

栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学地域デザイン科学部 教授	部会長

(五十音順)